

## 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法 第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示案について

### 1. 趣旨

先般、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、うなぎ養殖業が農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として定められた。これに伴い、平成27年11月1日からの公示に基づく許可について、法第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づき、許可をすべき水産動植物の総量、許可を申請すべき期間等を定める。

### 2. 概要

#### ① 許可をすべき水産動植物の総量（法第30条において準用する漁業法第58条第1項）【諮問対象】

うなぎ養殖業に係る養殖することができる水産動植物の総量は、6月3日に開催されたウナギの国際的資源保護・管理に係る第8回非公式協議の結果に基づき、にほんうなぎについては21.7トン、その他のうなぎについては3.5トンとする。

#### ② 許可を申請すべき期間（法第30条において準用する漁業法第58条第1項）【諮問対象】

申請の審査に一定期間を要すること等を踏まえ、許可を申請すべき期間は、平成27年7月13日から10月13日までとする。

#### ③ 許可の有効期間（法第30条において準用する漁業法第60条第3項）【諮問対象】

今後の国際協議の結果によって許可をすべき水産動植物の総量が変わる可能性があること等を踏まえ、許可の有効期間を1年間とする（平成27年11月1日～平成28年10月31日）。

#### ④ 許可に係る制限又は条件（法第30条において準用する漁業法第63条において準用する同法第34条）

国内で養殖されたことのあるうなぎについては、許可において定める養殖することができる量に含まれないため、他のうなぎと明確に判別できなければ資源管理上支障が生じることから、その出荷をする場合には、出荷を証明する書類を添付すること等を許可の条件として付すこととする。

また、にほんうなぎ以外の種のうなぎについては、その養殖をする場合には、当該うなぎを公共水面に放出しないこと及び当該うなぎの逸出を防止するための措置を講じることを許可の条件として付すこととする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公示日	平成27年7月13日
許可の申請期間	平成27年7月13日～10月13日
許可日	平成27年11月1日